

議事1 地域包括支援センターの運営状況について

I 地域包括支援センターについて

1. 地域包括支援センターとは

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されるものである。(介護保険法(平成9年法律第123号))

2. 業務内容

(1) 包括的支援事業

- ①介護予防ケアマネジメント事業(法第115条の45第1号ニ)
- ②総合相談・支援事業(法第115条の45第2項第1号)
- ③権利擁護事業(法第115条の45第2項第2号)
- ④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業(法第115条の45第2項第3号)

(2) 指定介護予防支援業務

(3) 生活支援コーディネーター業務

3. 設置状況

市内27箇所

(熊本市においては、「高齢者支援センター ささえりあ」の愛称。)

4. 配置職員

(1) 保健師または経験のある看護師

(2) 社会福祉士

(3) 主任介護支援専門員

※ 上記三職種の確保が困難である等の事情により、この人員によりがたい場合には、これらに準ずる者として、要綱に定める者を配置することもできる。

(4) 生活支援コーディネーター

【主な業務】

- ①生活支援等サービスの開発及び担い手の養成
- ②関係者のネットワーク化
- ③生活支援等のニーズとサービスのマッチング
- ④協議体の設置・運営
- ⑤地域ケア計画の策定・見直し

II 地域包括支援センターの運営状況について

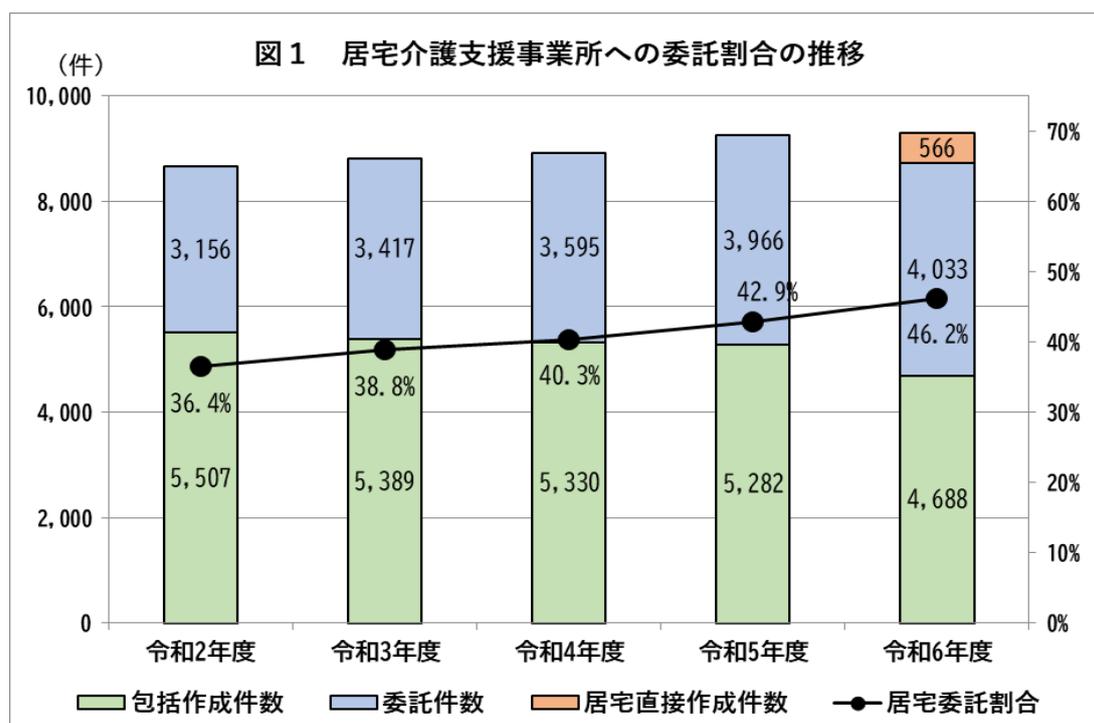
1. 介護予防ケアマネジメント事業（総合事業対象者）・指定介護予防支援（要支援1・2）

総合事業対象者及び要支援1・2の認定をもっている方に対するケアマネジメントを行う。

(1) 介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメントの委託状況

令和6年度における介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメントの居宅介護支援事業所への委託割合は46.2%となっており、センターによる包括的支援業務の実施に支障が生じないように、三職種1人あたりの担当件数の上限を20件とした平成30年度以降、年々増加している。

また、全体件数は令和5年度から概ね横ばいで推移しているものの、令和6年度から新たに開始された居宅介護支援事業所による直接担当（居宅直接作成件数：566件）により、地域包括支援センターが担当する件数はわずかに減少している。【別紙1】

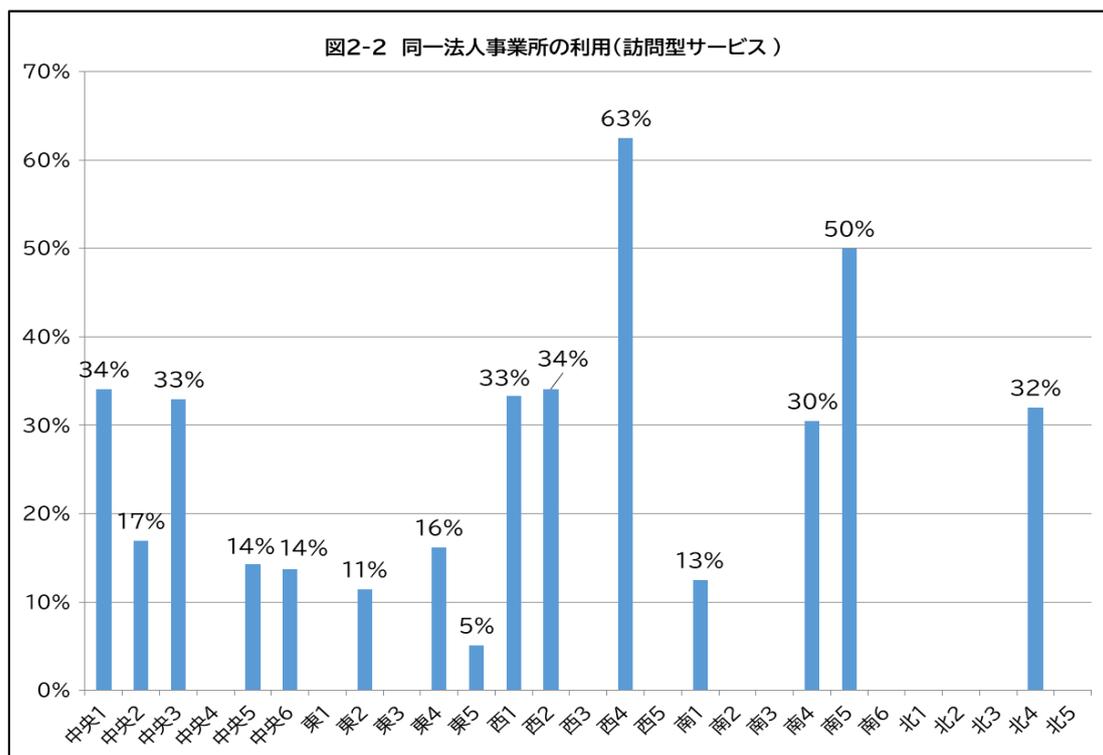
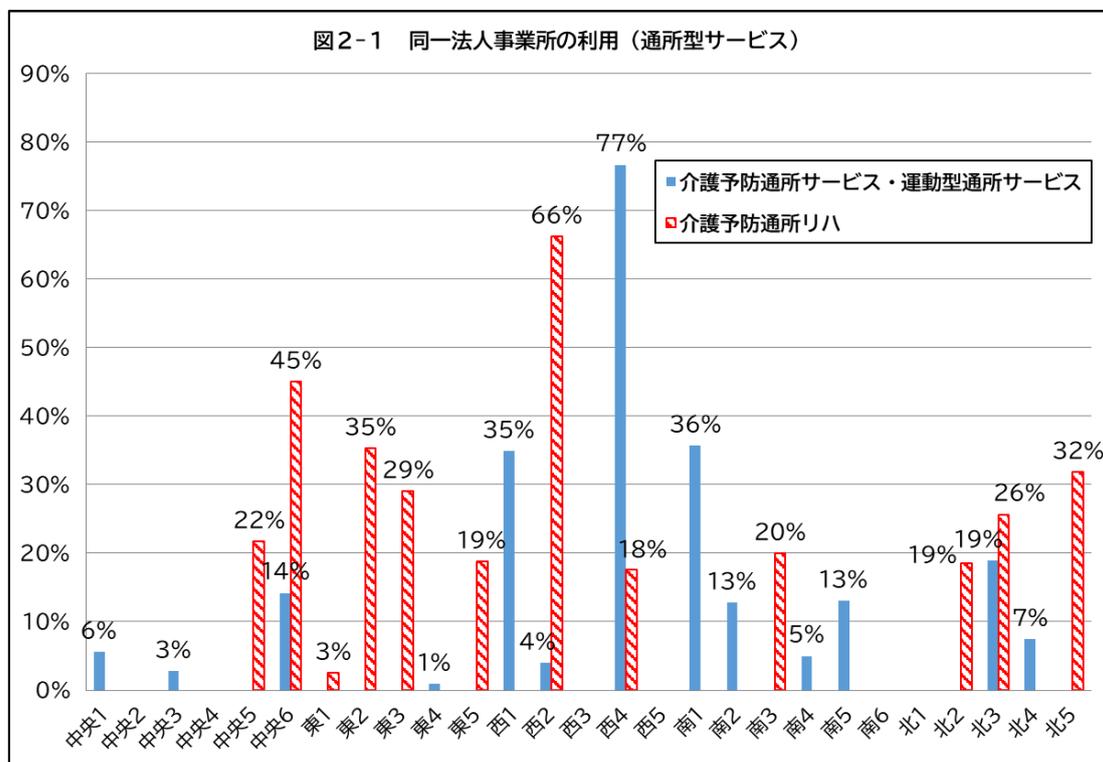


(2) 介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメントにおける同一法人紹介割合

センターの中立・公平な運営を確保するため、利用者へ紹介する事業所については、同一法人の事業所利用割合を50%未満とすることを目標としている。

令和6年度においては、通所型サービス（介護予防通所サービス、運動型通所サービス、介護予防通所リハビリテーション）では、同一法人の事業所利用割合が50%を越えたセンターが2ヶ所（西2〔井芹〕・西4〔金峰〕）、また、訪問型サービス（介護予防訪問サービス、生活援助型訪問サービス）では、同一法人の事業所利用割合が50%を越えたセンターが2ヶ所（西4〔金峰〕・南5〔天明〕）あった。

これらのセンターでは、例年、同一法人の事業所利用割合が高い傾向となっているが、圏域内に同一法人の事業所が複数あることや、圏域内でサービスを提供している他法人による事業所が少ないことなどが要因となっている。圏域内の地域特性に左右されるものの、引き続き、圏域外の事業所に対して受け入れの相談を行うなど、中立・公平な運営の確保に向けた取組を強化していくことが必要である。【別紙2】



2. 総合相談・支援事業

本人・家族・地域などからの高齢者に関する様々な相談に対応し、各関係機関と連携を図り、支援介入等を行う。

(1) 相談件数（包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を含む総数）について

相談件数は、令和4年度をピークに減少傾向となっているが、これは介護保険に関する相談件数の減少（昨年度比、約7千件減少）が主な要因となっている。その他の相談内容については、概ね昨年度と同水準となっている。

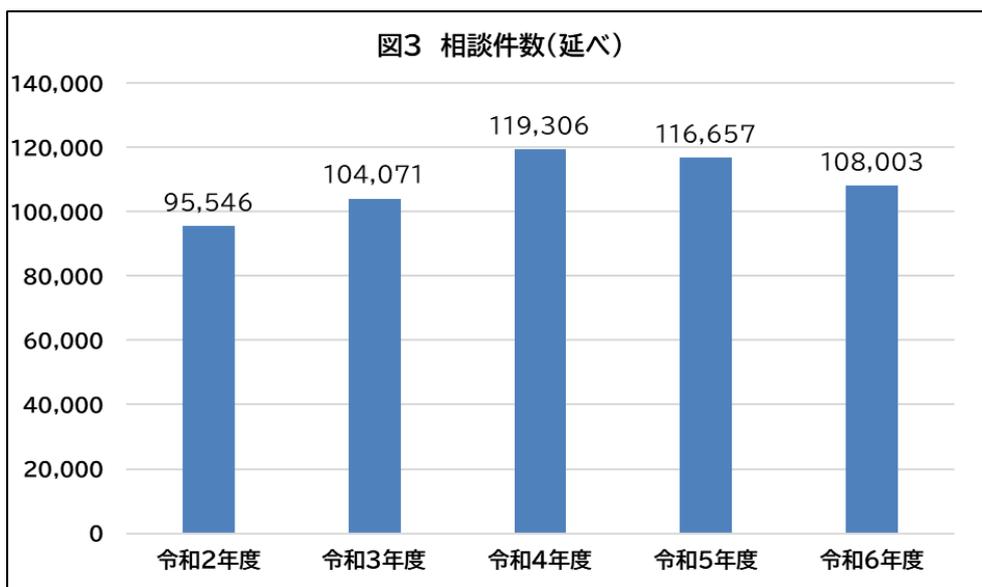


表1 相談内容の内訳（延べ）

（単位：件）

項目	相談の形態			合計	割合	前年度	
	電話	来所	訪問			合計	割合
介護保険に関すること	28,892	3,191	28,113	60,196	55.7%	67,330	57.7%
在宅福祉・生活支援に関すること	7,322	808	4,969	13,099	12.1%	13,809	11.8%
保健・医療に関すること	7,615	631	3,314	11,560	10.7%	13,167	11.3%
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に関すること	2,800	503	1,531	4,834	4.5%	4,516	3.9%
権利擁護(虐待関連含む)に関すること	2,317	313	1,422	4,052	3.8%	4,326	3.7%
認知症に関すること	1,994	396	864	3,254	3.0%	3,572	3.1%
居住環境に関すること	1,648	314	1,233	3,195	3.0%	3,174	2.7%
経済的な問題に関すること	917	137	574	1,628	1.5%	1,340	1.1%
家族問題に関すること	899	156	380	1,435	1.3%	1,221	1.0%
在宅高齢者福祉事業に関すること	571	96	404	1,071	1.0%	1,044	0.9%
その他	2,603	255	821	3,679	3.4%	3,158	2.7%
合計	57,578	6,800	43,625	108,003	100.0%	116,657	100.0%

(2) 相談内訳・対象者について

①相談者の内訳

本人、配偶者、子ども等、家族・親族からの相談が多い。(図4)

②対象者の年齢

後期高齢者となる75歳以上の相談件数が多くを占める。(図5)

図4 令和6年度相談者の内訳(延べ)

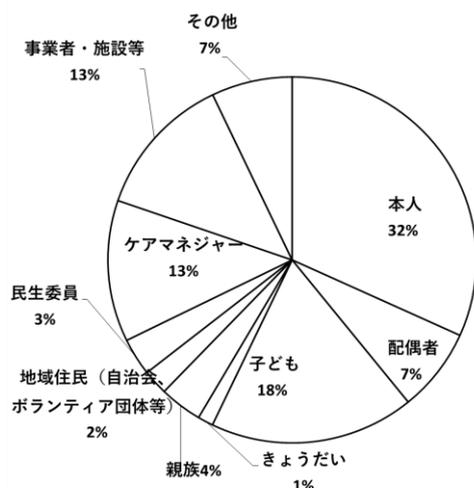
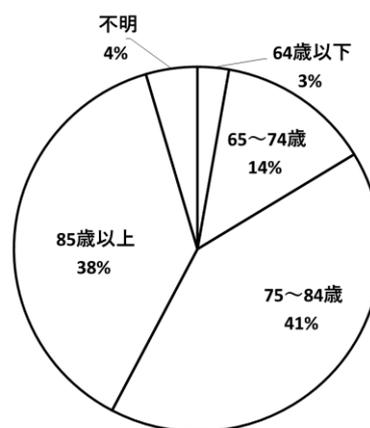


図5 令和6年度対象者の年齢(実人員)



③介護保険に関すること

介護保険に関する相談は減少傾向にあるが、その内訳を見ると、サービス内容や申請手続きに関する相談が多くを占めており、前年度と同様の傾向となっている。

表2 介護保険に関すること(延べ)

単位: 件

項目	相談の形態			合計	割合	前年度	
	電話	来所	訪問			合計	割合
サービス内容に関すること	14,093	1,259	17,391	32,743	54.4%	36,046	53.5%
申請等の手続きに関すること	7,396	1,409	4,835	13,640	22.7%	14,047	20.9%
認定内容に関すること	3,631	299	2,702	6,632	11.0%	8,192	12.2%
保険料・利用料に関すること	568	64	669	1,301	2.2%	1,729	2.6%
その他	3,153	200	2,527	5,880	9.8%	7,316	10.9%
合計	28,841	3,231	28,124	60,196	100.0%	67,330	100.0%

④在宅高齢者福祉事業に関すること

各事業の制度広報も兼ねた相談窓口としての役割を果たしている。

表3 在宅高齢者福祉事業に関すること

単位：件

項目	相談の形態			合計	割合	前年度	
	電話	来所	訪問			合計	割合
養護老人ホーム入所措置	171	11	171	353	33.0%	300	24.9%
高齢者安心支援事業	189	21	84	294	27.5%	242	16.0%
家族介護用品支給事業	97	34	21	152	14.2%	112	21.4%
寝具無料乾燥事業	75	14	57	146	13.6%	168	15.3%
高齢者及び障害者住宅改造費助成事業関係	19	3	28	50	4.7%	105	3.2%
ひとり暮らし高齢者訪問事業	14	2	30	46	4.3%	13	16.6%
高齢者生活援助事業	17	1	12	30	2.8%	104	2.5%
合計	582	86	403	1,071	100.0%	1,044	100.0%

3. 権利擁護事業

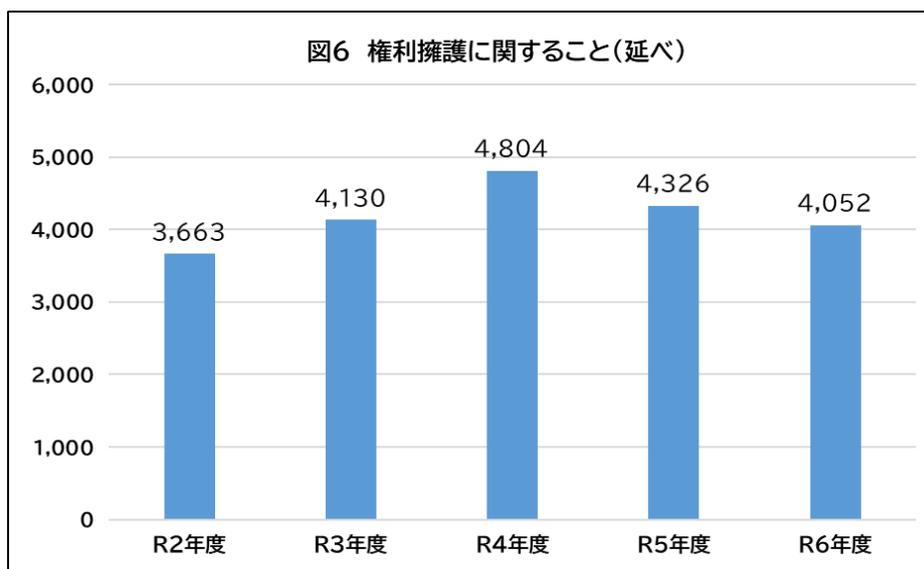
高齢者虐待に関する相談・対応や成年後見制度に関する相談・支援など、高齢者の権利を護る支援を行う。

権利擁護に関する相談のうち、虐待に関することは令和4年度から減少傾向（1,850件⇒1,404件）にある。この背景には、コロナ禍の収束に伴う外出制限の緩和等により、介護者のストレスが軽減され、虐待リスクが低下したことなどが要因として考えられるが、一方で、虐待案件の潜在化のリスクも考えられることから、引き続き、関係機関との連携を強化し、早期発見・早期対応につながる体制構築を推進する必要がある。

表4 権利擁護に関すること（延べ）

単位：件

項目	相談の形態			合計	割合	前年度	
	電話	来所	訪問			合計	割合
虐待への対応に関すること	754	103	547	1,404	34.6%	1,583	39.1%
成年後見制度に関すること	678	77	356	1,111	27.4%	1,216	23.9%
困難事例への対応に関すること	717	89	384	1,190	29.4%	1,131	27.8%
消費者被害の防止に関すること	53	11	48	112	2.8%	157	1.7%
老人福祉施設等への措置に関すること （在宅措置等）	37	4	29	70	1.7%	69	1.7%
その他	82	22	61	165	4.1%	170	5.9%
合計	2,321	306	1,425	4,052	100.0%	4,326	100.0%



4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

地域のケアマネジャーからの相談に対する助言や支援を行うとともに、主治医、ケアマネジャー、そのほかの関係機関とのネットワーク構築に取り組む。

地域の介護支援専門員からの相談件数が300件以上増加しており、居宅介護支援事業所による直接担当に関することなど、特に、日常業務に関する個別指導や実務的な相談が増加している。支援困難ケースについても、後方支援も含めて地域包括支援センターが、地域の介護支援専門員に対して助言・支援を行っている。

表5 包括的・継続的ケアマネジメントに関すること(延べ)

単位：件

項目	相談の形態			合計	割合	前年度	
	電話	来所	訪問			合計	割合
介護支援専門員の日常業務に関する個別指導、相談	1,869	396	1,227	3,492	72.2%	3,043	67.4%
支援困難事例等への個別指導、相談	968	91	283	1,342	27.8%	1,473	32.6%
合計	2,837	487	1,510	4,834	100.0%	4,516	100.0%

